

景観の形成等に関する条例・同施行規則 関係条文

第4章の3 建築物等その他の物件の管理

(所有者等の責務)

第27条の15 建築物等その他の物件(第21条の10第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げるものを除く。以下この章において同じ。)の所有者等は、当該建築物等その他の物件の外観が、周辺の良好な景観に対して支障とならないよう適切な管理に努めなければならない。

所有者等 : 所有者、管理者、占有者(条例第13条第1項による)
建築物等その他の物件: 建築物等(建築物 + 工作物)、広告物等(広告物 + 広告物を掲出する物件)、
自動販売機 (同)

(景観形成地区内等の所有者等の義務)

第27条の16 景観形成地区又は広域景観形成地域(広域景観の形成が特に必要な区域として規則で定める区域に限る。)内(次条において「景観形成地区内等」という。)の建築物等その他の物件の所有者等は、長期にわたって適切な管理を行わない等により当該建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分(道路その他の公共の場所から容易に展望できない部分を除く。第27条の19において同じ。)を管理不全状態(規則で定める破損又は腐食が生じた状態をいう。以下同じ。)とならないよう適切に管理しなければならない。

規則

(広域景観の形成が特に必要な区域)

第22条の9 条例第27条の16に規定する規則で定める区域は、次の各号に掲げる広域景観形成地域の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める区域とする。

- (1) 風景型広域景観形成地域 次に掲げる区域のうち、当該広域景観の特性に応じて知事が広域景観形成地域ごとに定める区域
 - ア 当該広域景観形成地域の優れた景観を構成する河川、海岸等及びそれらの周辺の区域
 - イ 当該広域景観形成地域の優れた景観を展望できる主要な道路、鉄道等及びそれらの周辺の区域
 - ウ その他知事が必要と認める区域
- (2) 沿道型広域景観形成地域 当該広域景観の特性に応じて知事が広域景観形成地域ごとに定める道路及びその周辺の区域

規則

(管理不全状態)

第22条の10 条例第27条の16に規定する規則で定める破損又は腐食が生じた状態は、建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分(道路その他の公共の場所から容易に展望できない部分を除く。)の面積に対する当該部分に生じた破損又は腐食に係る部分の面積の割合として知事が定める方法により算定した割合(次条において「破損等面積割合」という。)が10分の1を超えるものとする。

(指導又は助言)

第27条の17 知事は、景観形成地区内等の建築物等その他の物件が管理不全状態にあると認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第27条の18 知事は、前条の規定による指導を受けた者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、当該者に対し、期間を定めて管理不全状態を解消するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(命令及び公表)

第27条の19 知事は、前条第1項の規定による勧告に係る建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分が景観支障状態(周辺の良好な景観に著しく支障となっている状態として規則で定める特に著しい破損又は腐食が生じたものをいう。以下同じ。)にある場合であって、当該勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該者に対し、期間を定めて景観支障状態を解消するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
- 3 知事は、第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表するものとする。

規則

(景観支障状態)

第22条の11 条例第27条の19第1項に規定する規則で定める特に著しい破損又は腐食が生じた状態は、破損等面積割合が4分の1を超えるものとする。

(立入検査等)

第27条の20 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、建築物等その他の物件の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に当該建築物等その他の物件の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

規則

(身分証明書の様式)

第22条の12 条例第27条の20第2項に規定する証明書の様式は、様式第10号の2のとおりとする。

(様式略)

(経費の補助)

第27条の21 県は、管理不全状態にある建築物等その他の物件の所有者等が管理不全状態を解消しようとするときは、当該者に対し、予算の範囲内で、その解消に必要な経費の一部を補助することができる。